

第6章 資料編

第1節 令和6～11年度 荒川区健康増進計画の指標管理表

- 1 各々の目標値は、現状値を踏まえ、6年後（令和11年度）に達成すべき目標値として定めています。
- 2 その設定の基本的な考え方は以下のとおりです。
 国目標がある場合は優先（達成済の場合は方向性（増加・減少）を示す文言）
 国目標がない場合は基準値から「3%」または基準値の「3%」の増減
 数値目標の設定が困難な場合は、方向性（増加、減少）を示す文言

体系	分野別指標	基準		目標 (R11年度)	データ元
		値	年度		
重点目標	健康状態がよいと感じる人の割合	42.7 (%)	4	45.7	荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査
	健康寿命(男性)	80.63 (歳)	3	81.63	東京都福祉保健局
	健康寿命(女性)	83.09 (歳)	3	84.09	東京都福祉保健局
	早世(男性)	81.6	4	79.1	健康推進課統計
	早世(女性)	84.9	4	82.3	健康推進課統計
栄養・食生活	適正体重を維持している人の割合（男性）	53.7 (%)	4	66.0	特定健康診査
	適正体重を維持している人の割合（女性）	55.3 (%)	4	66.0	特定健康診査
	低栄養傾向の高齢者の割合（男性）	6.7 (%)	4	減少	特定健康診査
	低栄養傾向の高齢者の割合（女性）	15.8 (%)	4	13.0	特定健康診査
	バランスの良い食事を摂っている人の割合	新 (%)	5	増加	荒川区政世論調査
	1日に野菜をほとんど摂らない人の割合	新 (%)	5	減少	荒川区政世論調査
	1日に果物をほとんど摂らない人の割合	新 (%)	5	減少	荒川区政世論調査
	塩分を控えている人の割合	61.8 (%)	4	64.8	荒川区政世論調査
	児童（小5）における肥満傾向児の割合	12.5 (%)	4	9.5	学校保健統計調査
身体活動・運動	運動習慣のある人の割合(男性)	42.7 (%)	4	増加	特定健康診査
	運動習慣のある人の割合(女性)	39.6 (%)	4	40.0	特定健康診査
	日常生活で意識して体を動かしている人の割合（男性）	52.3 (%)	4	55.3	特定健康診査
	日常生活で意識して体を動かしている人の割合（女性）	53.5 (%)	4	56.5	特定健康診査
	骨粗鬆症検診受診率	新 (%)	新	15.0	
	1週間の総運動時間（体育を除く）が60分未満の児童（小5）の割合	10.6 (%)	4	7.6	全国体力・運動能力、運動習慣等調査

体系	分野別指標	基準		目標 (R11年度)	データ元
		値	年度		
喫煙	喫煙率(男性)	25.6 (%)	4	22.6	特定健康診査
	喫煙率(女性)	11.8 (%)	4	減少	特定健康診査
飲酒	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合(男性)	13.6 (%)	4	10.0	特定健康診査
	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合(女性)	10.5 (%)	4	10.0	特定健康診査
こころの健康	睡眠で休養が十分とれている人の割合(男性)	76.9 (%)	4	80.0	特定健康診査
	睡眠で休養が十分とれている人の割合(女性)	71.6 (%)	4	80.0	特定健康診査
	睡眠時間が十分に確保出来ている者の割合(男性)	新 (%)	5	増加	荒川区政世論調査
	睡眠時間が十分に確保出来ている者の割合(女性)	新 (%)	5	増加	荒川区政世論調査
	お住まいの地域の方と交流することで充実感が得られている人の割合	17.9 (%)	4	20.9	荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査
	家庭や職場、学校、地域などで、自分の役割があると感じる人の割合	58.9 (%)	4	61.9	荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査
歯・口腔の健康	3歳児でう蝕のない者の割合	96.2 (%)	4	増加	健康推進課統計
	12歳児で未処置歯のない者の割合	91.0 (%)	4	95.0	学務課統計
	40歳以上における歯周炎を有する者の割合	46.6 (%)	4	40.0	成人歯科健康診査
	50歳以上の咀嚼良好者の割合	78.1 (%)	4	80.0	特定健康診査
	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	47.6 (%)	4	50.6	成人歯科健康診査
生活習慣病 重症化予防・合併症予防	血糖コントロール不良者の割合(男性)	2.1 (%)	4	1.0	特定健康診査
	血糖コントロール不良者の割合(女性)	0.9 (%)	4	減少	特定健康診査
	糖尿病が強く疑われる者の割合(男性)	19.6 (%)	4	16.6	特定健康診査
	糖尿病が強く疑われる者の割合(女性)	10.3 (%)	4	7.3	特定健康診査
	新規人工透析患者のうち原因疾患が糖尿病である割合	46.1 (%)	4	43.1	健康推進課統計
	収縮期血圧値の平均値(男性)	130.5 (mmHg)	4	125.5	特定健康診査
	収縮期血圧値の平均値(女性)	127.7 (mmHg)	4	122.7	特定健康診査
	脂質高値の者の減少(男性)	6.5 (%)	4	3.9	特定健康診査
	脂質高値の者の減少(女性)	11.2 (%)	4	8.4	特定健康診査
	メタボリック症候群の該当者及び予備軍の割合(男性)	52.5 (%)	4	49.5	特定健康診査
	メタボリック症候群の該当者及び予備軍の割合(女性)	18.8 (%)	4	15.8	特定健康診査
がんのリスク 軽減	胃がん死亡率(75歳未満)	6.2 (%)	3	減少	東京都福祉保健局統計
	肺がん死亡率(75歳未満)	12.4 (%)	3	減少	東京都福祉保健局統計
	大腸がん死亡率(75歳未満)	12.7 (%)	3	減少	東京都福祉保健局統計

体系	分野別指標	基準		目標 (R11年度)	データ元
		値	年度		
	子宮がん死亡率(75歳未満)	2.4 (%)	3	減少	東京都福祉保健局統計
	乳がん死亡率(75歳未満)	9.9 (%)	3	減少	東京都福祉保健局統計
がんの早期発見・早期治療	胃がん検診の受診率	25.3 (%)	3	60.0	東京都福祉保健局統計
	肺がん検診の受診率	19.7 (%)	3	60.0	東京都福祉保健局統計
	大腸がん検診の受診率	25.7 (%)	3	60.0	東京都福祉保健局統計
	子宮がん検診の受診率	26.3 (%)	3	60.0	東京都福祉保健局統計
	乳がん検診の受診率	25.3 (%)	3	60.0	東京都福祉保健局統計
	胃がん検診の精密検査受診率	80.0 (%)	2	90.0	東京都福祉保健局統計
	肺がん検診の精密検査受診率	90.8 (%)	2	増加	東京都福祉保健局統計
	大腸がん検診の精密検査受診率	78.7 (%)	2	90.0	東京都福祉保健局統計
	子宮がん検診の精密検査受診率	85.1 (%)	2	90.0	東京都福祉保健局統計
	乳がん検診の精密検査受診率	91.1 (%)	2	増加	東京都福祉保健局統計
	乳がん自己検診実施率	67.4 (%)	4	70.4	東京都福祉保健局統計
自然と健康になれる環境づくり	充実した余暇・文化活動、地域の人とのふれあいをを感じる人の割合	12.9 (%)	4	15.9	荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査
	困っている人を見かけた時に声をかけたりしやすい雰囲気があると感じる人の割合	22.0 (%)	4	25.0	荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査
ヘルスリテラシーの向上	健康状態がよいと感じる人の割合【再掲】	42.7 (%)	4	45.7	荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査

第2節 パブリックコメントの実施結果

1 募集期間

令和5年12月1日(金)～12月15日(金)(15日間)

2 実施方法

荒川区健康増進計画(令和6～11年度版)(素案)について荒川区ホームページ、令和5年12月1日発行のあらかわ区報にて周知し、全文及び概要版を健康推進課、地下1階情報提供コーナー及び荒川区ホームページにて閲覧に供しました。

3 提出意見

提出人数 名

意見件数 件

4 意見の概要

計画全般に関する意見	件
計画の具体的な内容に関する意見	件
	件
	件
	件
合計	件

5 意見の取扱い

意見に計画を反映する	件
すでに計画に盛り込まれている	件
意見・要望として今後の参考にする	件
その他意見	件
合計	件

6 提出された「意見の要旨」とそれに対する「回答(区の考え方)」

番号	意見の要旨	回答(意見に対する区の考え方)	計画への反映

第3節 荒川区健康増進計画策定委員会の概要

1 荒川区健康増進計画策定委員名簿

	区 分	氏 名	備 考
1	学識経験者	西 村 ユ ミ	東京都立大学健康福祉学部長
2		南 谷 優 成	東京大学総合放射線腫瘍学講座特任助教
3	医療関係者	太 田 誠 一 郎	荒川区医師会会長
4		角 田 太 郎	荒川区医師会副会長
5		深 井 克 彦	東京都荒川区歯科医師会副会長
6	荒川区民代表	杉 山 律 子	荒川区民生委員・児童委員協議会会長
7		石 原 志 保	NO！メタボチャレンジャーOB
8	区 職 員	佐 藤 安 夫	副区長
9		東 山 忠 史	福祉部長
10		辻 佳 織	健康部長
11		堀 裕 美 子	健康推進担当部長

2 荒川区健康増進計画策定委員会の検討経過

荒川区健康増進計画策定委員会設置要綱に基づき、学識経験者、医療関係者、区民代表を含めた健康増進計画策定委員会を設置し、下記のとおり検討を行いました。

日程	主な内容
令和5年7月4日	◆ 健康増進計画策定委員会 幹事会(第1回)(書面開催) <ul style="list-style-type: none">・ 現在の健康増進計画の評価について・ 次期計画の方向性について
令和5年8月3日	◆ 第1回健康増進計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">・ 現在の健康増進計画の評価について・ 次期計画の方向性について・ 次期計画の目標・指標管理表について・ 計画期間について
令和5年10月23日	◆ 健康増進計画策定委員会 幹事会(第2回)(書面開催) <ul style="list-style-type: none">・ 「荒川区健康増進計画(令和6年度～令和11年度)」(素案)について
令和5年10月27日	◆ 第2回健康増進計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">・ 「荒川区健康増進計画(令和6年度～令和11年度)」(素案)について

3 荒川区健康増進計画策定委員会設置要綱

平成18年6月15日制定
(18荒健健第366号)
(助役決定)
平成23年7月7日一部改正
平成28年6月6日一部改正
平成28年10月19日一部改正
令和5年5月1日一部改正

(設置)

第1条 荒川区健康増進計画(以下「計画」という。)の策定に向けた検討を行うため、荒川区健康増進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定に向けて必要な事項を検討し、提言する。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員12人以上で組織する。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 2人以内 |
| (2) 一般社団法人荒川区医師会会員 | 2人以内 |
| (3) 公益社団法人東京都荒川区歯科医師会会員 | 1人以内 |
| (4) 区民代表 | 1人以内 |
| (5) 区内健康づくり関連グループ等の構成員 | 2人以内 |
| (6) 区職員 | 4人以内 |

2 前項第6号の区職員には、健康部を担任する副区長、福祉部長、健康部長及び健康推進担当部長の職にある者をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会が第2条に規定する提言をしたときまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときには、関係職員を委員会に出席させることができ

る。

(幹事会)

第7条 第2条に掲げる所掌事項を調査検討するため、委員会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、健康部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を招集し、幹事会の議事を整理する。
- 5 副幹事長は、健康推進課長の職にある者をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

幹事	総務企画部総務企画課長、総務企画部企画担当課長、総務企画部財政課長、 地域文化スポーツ部スポーツ振興課長、福祉部福祉推進課長、 福祉部高齢者福祉課長、福祉部介護保険課長、福祉部障害者福祉課長、 福祉部国保年金課長、健康部生活衛生課長、健康部保健予防課長、 子ども家庭部子育て支援課長、子ども家庭部保育課長、 教育委員会事務局教育総務課長、教育委員会事務局学務課長、 教育委員会事務局指導室長、防災都市づくり部基盤整備課長
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------